

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 13 条第 1 項に基づく拡散防止措置の確認について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 13 条第 1 項に基づき申請があった遺伝子組換え微生物の第二種使用等拡散防止措置について、薬事・食品衛生審議会生物由来技術部会動物用組換え DNA 技術応用医薬品調査会の審議を経て、遺伝子組換え微生物に応じて執るべき拡散防止措置の内容を確認しました。

申請に基づく確認の概要は以下のとおりです。

申請に基づく拡散防止措置の確認の概要

○ 第二種使用等 2件

事業者名	遺伝子組換え生物等の種類の名称	遺伝子組換え生物等の区分	利用目的	確認日
株式会社食環境衛生研究所	<i>N^{pro}</i> 及び <i>E^{ms}</i> 遺伝子欠損牛ウイルス性下痢ウイルス 1 型 ddBVD Tub 1 株	その他	産業利用	平成29年7月18日
株式会社食環境衛生研究所	<i>N^{pro}</i> 及び <i>E^{ms}</i> 遺伝子欠損牛ウイルス性下痢ウイルス 2 型 ddBVD Tub 2 株	その他	産業利用	平成29年7月18日

(注) 遺伝子組換え生物等の区分

その他： 特殊な培養条件下以外では増殖が制限され、ヒト以外の特定な生物に特殊な接種を行うこと以外には病原性は表れないものとして、GILSP 相当の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものと評価されたもの。

問い合わせ先
 農林水産省 消費・安全局
 農産安全管理課 中澤、島村 TEL：03-3502-8111(内線 4510)
 畜水産安全管理課 相原、岩本 TEL：03-3502-8111(内線 4532)